

# 公益財団法人富山県スポーツ協会富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録規程

## 第1条（総則）

本規程は、公益財団法人富山県スポーツ協会（以下「本会」という。）富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）基本規程（以下単に「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。

## 第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が全国協議会に加入することを目的として行うものとする。

## 第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

## 第4条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

- 2 登録審査については、別に定める。

## 第5条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査において、県協議会が別に定める登録基準を具備していると認められるクラブを、「登録クラブ」として認定し、登録基準を具備していないクラブを「準登録クラブ」として認定する。

- 2 登録認定及び準登録認定については、別に定める。

## 第6条（有効期間）

登録の有効期間は、毎年度、4月1日から3月31日までの1年間とする。

## 第7条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用に関する条件等は全国協議会が定めるところによるものとする。

## 第8条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

## 第9条（登録料及び会費）

登録クラブは、全国協議会が定める登録料及び別表に定める県協議会会費（同表に定めるクラブ会費の年額と会員数別会費欄の人数区分に応じた同表右欄の年額との合計額）を納めるものとする。

## 第10条（処分）

県協議会常任幹事会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応をするものとする。

- 2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

## 第11条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、全国協議会が定めるところによるものとする。

## 第12条（改定）

本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

1 本規程は、令和4年11月1日から施行する。

- 2 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和6年3月31日までの1年5か月間とする。この場合、第9条の登録料は、5,000円とあるのを、7,000円とする。

附則1 この規程は、令和5年4月17日から施行する。

(別表)

区 分		金 額
クラブ会費		3,000円
会員数別会費	100名以下	1,000円
	500名以下	2,000円
	1,000名以下	5,000円
	3,000名以下	7,000円
	3,001名以上	10,000円